【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【氏名又は名称】 弁護士 渡邉 剛

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

 【報告義務発生日】
 平成31年1月10日

 【提出日】
 平成31年1月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】その他【変更報告書提出事由】該当なし

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社テリロジー	
証券コード	3356	
上場・店頭の別	上場	
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ	

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

■ 近山日 (八里休日日 / A		
個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)	
氏名又は名称	エボ ファンド (Evo Fund)	
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド方	
旧氏名又は名称		
旧住所又は本店所在地		

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成18年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
電話番号	03-6775-1000

## (2)【保有目的】

純投資

## (3)【重要提案行為等】

該当なし

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	21,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 1,200,000	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0 1,221,100	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		1,221,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,200,000

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成31年1月10日現在)	V 15,680,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	7.23
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

#### (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

( ) I HAMITE & FIGURE OF THE STREET OF THE S						
年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年12月20日	株券(普通株式)	12,100	0.07	市場外	取得	借株
平成31年1月4日	株券(普通株式)	7,000	0.04	市場外	取得	借株
平成31年1月9日	株券(普通株式)	2,000	0.01	市場外	取得	借株
平成31年1月10日	新株予約権証券	1,200,000	7.11	市場外	取得	3.34

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

BNPパリバ、ロンドン支店より借株11,100株。

Credit Suisse AG、ダブリン支店より借株4,000株。

Merrill Lynch Internationalより借株4,000株。

Goldman Sachs Internationalより借株2,000株。

発行者と提出者は、新株予約権の割当に関して、2019年1月10日付で総数引受契約を締結した。同契約に基づき、当該新株予約権は取得条項付新株予約権として発行された。

発行者と提出者は、新株予約権の割当に関して、同日付で第三者割当契約を締結した。同契約に基づき、発行者は、発行者の要求に応じて提出者に当該数量の新株予約権を行使させる権利および提出者が一定の期間中新株予約権を行使することを禁止する権利を有する。同契約に基づき、提出者は、一定の条件が充足された場合に発行者に新株予約権を買い戻させる権利を有する。提出者は、同契約に定められた一定の場合には、新株予約権のいずれも行使しないことについて合意している。

#### (7)【保有株券等の取得資金】

#### 【取得資金の内訳】

自己資金額(₩)(千円)	4,008
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	借株21,100株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	4,008

#### 【借入金の内訳】

名称 ( 支店名 )	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

#### 【借入先の名称等】

名称 ( 支店名 )	代表者氏名	所在地